洪水時の避難確保計画

施設名：

作成日：令和　　年　　月　　日

最終更新日：令和　　年　　月　　日

目次

|  |  |
| --- | --- |
| １　　計画の目的 | 2 |
| ２　　計画の報告 | 2 |
| ３　　計画の適用範囲 | 2 |
| ４　　防災体制 | 3 |
| ５　　避難判断 | 5 |
| ６　　情報収集・伝達 | 6 |
| ７　　避難誘導 | 7 |
| ８　　避難の確保を図るための施設の整備 | 9 |
| ９　　防災教育及び訓練の実施 | 10 |
| １０　自衛水防組織の業務に関する事項 |  |

（任意）１１　様式集

　　　　　　　・施設内連絡網

　　　　　　　・施設内名簿

**１　計画の目的**

この計画は、水防法第１５条の３第１項に基づく計画であり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

　また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水時に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

**２　計画の報告**

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第１５条の３第２項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

**３　計画の適用範囲**

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 人　　　　　数 | | | | | | | |
| 昼間・夜間 | | | | 休日 | | | |
| 利用者 | | 施設職員 | | 利用者 | | 施設職員 | |
| 昼間 | | 昼間 | | 休日 | | 休日 | |
| 約 | 名 | 約 | 名 |
| 夜間 | | 夜間 | | 約 | 名 | 約 | 名 |
| 約 | 名 | 約 | 名 |

**４　防災体制**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 体制 | 配備基準 | 配備職員 | 活動内容 |
| 警戒  レベル１ |  |  | ・避難に使用する資機材の点検  ・避難確保計画の周知・徹底 |
| 警戒  レベル２ | ・山陽小野田市に洪水注意報・警報発表 | 総括  情報班 | ・河川水位や気象情報等の情報収集 |
| 警戒  レベル３ | ・地区に高齢者等避難の発令  ・軽微な漏水・侵食等が発見された場合  ・　　　川の水位が氾濫注意水位に到達し、　　　川の洪水危険度が基準Ⅱ（レッド）であるとき | 総括  情報班 | ・水位情報の情報収集  ・保護者への事前連絡  ・周辺住民への事前協力依頼 |
| 避難  誘導班 | ・避難に使用する資機材の準備  ・要配慮者の避難誘導 |
| 警戒  レベル４ | ・地区に避難指示の発令  ・山陽小野田市に大雨特別警報発表  ・異常な漏水・侵食等が発見された場合  ・　　　川の水位が氾濫危険水位に到達 | 全職員 | ・施設内全体の避難誘導 |
| **警戒レベル５　緊急安全確保** | | 全職員 | 命を守る最善の行動をとる。 |

防災体制確立の判断時期及び役割分担

※表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。

配備職員

|  |  |
| --- | --- |
| 管理権限者（　　　　　　　） | 代行者（　　　　　　　） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 総括情報班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長（　　　　　　　） | □自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録  □館内放送等による避難の呼び  掛け  □洪水予報等の情報の収集  □関係者及び関係機関との連絡  □市町村等への連絡 |
| 班員（　　　　　　　）名 |
| ・  ・  ・  ・ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 避難誘導班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長（　　　　　　　） | □避難誘導体制の確認  □避難ルートの確認  □避難誘導の実施  □避難完了の確認  □未避難者、要救助者の確認 |
| 班員（　　　　　　　）名 |
| ・  ・  ・  ・ |

**５　避難判断**

**・市からの避難情報に基づく避難**

　山陽小野田市から警戒レベル３高齢者等避難が発令された時点で避難を開始する。

　警戒レベル４避難指示が発令された場合、直ちに避難を開始する。

**・市からの避難情報が無い場合の避難**

　水位による判断

　　●有帆川

　　・有帆川の有帆新橋水位局で氾濫注意水位に到達し、

有帆川の洪水危険度（気象庁HP）が基準Ⅱ（レッド）であるとき

　　・有帆川の有帆新橋水位局で氾濫危険水位に到達したとき。

●厚狭川

　　・厚狭川の厚狭大橋水位局で氾濫注意水位に到達し、

厚狭川の洪水危険度（気象庁HP）が基準Ⅱ（レッド）であるとき

　　・厚狭川の厚狭大橋水位局で氾濫危険水位に到達したとき。

目視による判断

　　・漏水、侵食が発見された場合

気象情報による判断

　　・山陽小野田市に大雨特別警報が発令されたとき

**６　情報収集・伝達**

（１）情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 気象情報 | 山陽小野田市防災メール  山陽小野田市公式ＬＩＮＥ（https://lin.ee/Ac1hqjR）  山陽小野田市防災気象情報システム  （https://sanyoonoda\_city.mec-bousai.info/）  テレビ  インターネット  気象庁HP（http://www.jma.go.jp/） |
| 洪水予報・河川水位 | 山陽小野田市防災メール  テレビのデータ放送  インターネット  気象庁HP：洪水危険度  https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html  川の防災情報：川の水位  http://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/kco\_top.aspx |
| 市からの避難情報 | 山陽小野田市防災メール  山陽小野田市公式ＬＩＮＥ（https://lin.ee/Ac1hqjR）  山陽小野田市防災ラジオ  山陽小野田市ホームページ  テレビのデータ放送 |

※停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集する。

※施設内から目視にて雨の降り方、道路の状況、川の状況を確認する。

（２）情報伝達

①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

②徒歩や公共交通機関等を用いての広域避難が困難な者がいる場合には、避難困難者の状態や人数について市に報告する

③市への連絡先は以下とする。

　　　　　　山陽小野田市総務課危機管理室　0836-82-1122

　　　　　または、

所管課

**７　避難誘導**

避難誘導については、次のとおり行う。

（１）避難場所

避難場所は下表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 名　称 | 移動距離 | 移動手段 |
| **避難場所** |  | （　　　　　）m | □徒歩 |
| □車両（　　）台 |
| **屋内**  **安全確保** |  |  |  |

（２）避難所に向かうことが危険な場合

　　既に浸水が発生しているときや、悪天候の中の避難、夜間の避難など、外に出ることが危険な場合は、近くの頑丈の建物の最上階や施設内の最上階で屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

【避難経路図】

　洪水時の避難先は、洪水ハザードマップから、以下の場所とする。

|  |
| --- |
| 避難経路図  地図と経路を貼り付けてください。 |

**８　避難の確保を図るための施設の整備**

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 品名 | 数量 | 保管場所 | 有効期限 | 保管責任者 |
| １ |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |
| １０ |  |  |  |  |  |
| １１ |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

|  |
| --- |
| **浸水を防ぐための対策** |
| □土嚢　　□止水板  □そのほか（　　　　　　　　　　　　　） |

**９　防災教育及び訓練の実施**

　職員、施設利用者等への洪水に関する防災教育及び訓練は、以下のとおり実施する。

■防災にかかる教育

|  |  |
| --- | --- |
| 計画 | 実施予定時期 |
| 避難確保計画の作成・更新 | ４月頃 |
| 市へ避難確保計画等の提出 | ４月頃 |
| 施設職員・利用者への防災教育 | ４月～３月頃 |

■防災訓練

|  |  |
| --- | --- |
| 計画 | 実施予定時期 |
| 施設職員・利用者による防災訓練 | ４月～３月頃 |
| 市へ避難訓練結果報告書等の提出 | ４月頃 |

※本計画に該当する災害である洪水を想定した訓練を年１回実施する。